

Iwamizawa Chamber of Commerce and Industry

岩見沢商工会議所だより

'21.3

発行所 / 岩見沢商工会議所
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

【No.469】

Topics

確定申告の申告・納付期限が延長されました

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の期間が所得税の確定申告期間と重なるため、期限が4月15日(木)まで延長されています。

2
ページ

オンライン経営相談開始！

オフィスや自宅など、場所を問わずに経営相談ができる「オンライン経営相談」を開始しました。オンライン環境の整備をお願いします。

3
ページ

北海道の保険料率が変わります

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率・介護保険料率が改定となります。皆様の取組が保険料率の伸びを抑える大きな力になります！

3
ページ

クーポン券、建設券の経済波及効果は？

昨年実施した「地元応援クーポン券」及び「岩見沢プレミアム建設券」がもたらした経済波及効果とは？徹底分析します！

4
ページ

消費税「総額表示」義務化！

2021年4月1日から

◇ 商品やサービスの値段について、消費税を含めた税込価格で表示する「総額表示」が2013年10月からの特例期間が終了し、義務化されます。

ポイント1

《対象となる取引は》

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。事業者間の取引は、総額表示の対象とはなりません。
- 店頭の値札・棚札などのほか、チラシカタログ、広告など、どのような表示媒体でも対象となります。

ポイント2

《具体的な表示例》

11,000円

11,000円(税込)

11,000円(うち税1,000円)

11,000円(税抜価格10,000円)

10,000円(税込11,000円)

11,000円(税抜価格10,000円、税1,000円)

《総額表示に該当しない表示例》

10,000円(税抜)

10,000円(本体価格)

10,000円+税

詳しくは財務省HP

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm


令和二年分
所得税確定申告期間の延長について

国税庁からのお知らせ

国税庁では、新型インフル
エンザ等対策特別措置法に基
づく緊急事態宣言の期間が令
和二年分所得税の確定申告期
間と重なることを踏まえ、十
分な申告期間を確保して確定
申告会場の混雑回避の徹底を
図る観点から、申告所得税（及
び復興特別所得税）、贈与税及
び個人事業者の消費税（及び
違法消費税）の申告期限・納
付期限について、令和三年四
月十五日（木）まで延長する措
置を講じました。これに伴い、
申告所得税及び個人事業者の
消費税の振替納税をご利用さ
れている方の振替日について
も、下記のとおり延長されて
います。

詳しくは、国税庁HP
<https://www.nta.go.jp/>

でご確認
ください。



○ 申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和 3 年 3 月15日（月）	令和 3 年 4 月15日（木）
個人事業者の消費税	令和 3 年 3 月31日（水）	
贈与税	令和 3 年 3 月15日（月）	

○ 振替日

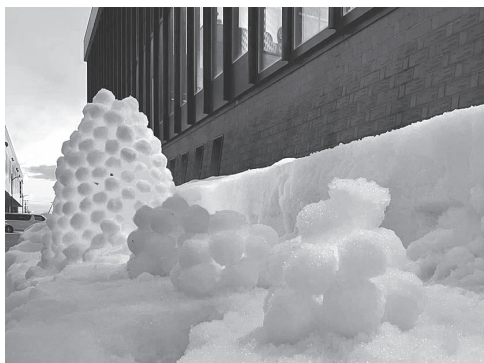
税目	当初	延長後
申告所得税	令和 3 年 4 月19日（月）	令和 3 年 5 月31日（月）
個人事業者の消費税	令和 3 年 4 月23日（金）	令和 3 年 5 月24日（月）

「第三十一回 I W A M I Z A W A
A W A ドカ雪まつり」が二月
二十一日（日）午後五時半を
もって、無事全日程を終了し
ました。

今年のドカ雪まつりのテー
マは「ステイホームで岩見沢
全部がドカ雪会場」。テーマの
とおり、皆さんに家の中で楽
しんでいただけるようなオン
ライン形式での企画を、実行
委員会が一丸となって取り組
んでまいりました。

今年は五種類のオンライン
コンテストが一番の目玉と
なっております。応募期間
ギリギリまでご応募があり、
合計二七一作品もの写真・動
画をホームページに掲載さ
せていただきました。ご応募い
ただきました皆様、誠にあり
がとうございました。

二月二十一日（日）午後四
時からは「ドカ雪まつりウェ
ブ生放送」と題して、岩見沢
市観光協会特設スタジオにて、



コンテスト結果発表、制作風
景レポート、リアルタイム制
作などの様子を放送しました。
中でもリアルタイム制作では、
岩見沢青年会議所の皆様のご
協力で岩見沢駅舎の壁沿いに
スノーキャンドルを制作し、
番組最後の点灯の際には一番
の盛り上がりとなりました。

他にもホームページ上では
たくさん企画をご用意して
おりました。当面の間はホー
ムページを御覧いただけます
ので、まだ見ていない方は是非
チェックしてみてください。

結びに「I W A M I Z A W A
ドカ雪まつり」開催にあたり、
ご協賛、ご支援、ご協力を頂
いた各団体、企業様に心より
感謝と御礼を申し上げます。

オンライン経営 相談窓口スタート

オンラインに不慣れな方や未経験の方も
ご相談ください！サポートいたします！

令和三年一月より金融・経
理・労務など経営に関するご
相談について、オンライン会
議システムZoom（ズーム）
を利用した非接触型相談を始
めました。

北海道内では新型コロナウ
イルス感染症の感染者が増加
しており、岩見沢市内におい
ても市中感染によって感染者
の発生が危惧され、さらに今
冬は、天候不良による交通の
乱れや交通事故も懸念される
ところです。

当所としても、会員企業の
皆様が事務所や自宅などから
非対面での相談をすることで、
不要不急の外出を避け、市中
感染や不慮の事故から身を守
るために、オンラインで相談
できる環境を整備しました。

オンライン相談の手順

相談内容を電話でお伺い

Zoomの招待リンクをメールで受信

通信が完了次第、オンライン相談開始

※メールアドレスをお持ちでない方には、電話・FAXにてミーティングID
及びパスコードをお伝えします

対応時間は平日九時から
十七時三〇分までです。

ご用意いただくもの



タブレット・スマートフォンをご利用の方は専用の
アプリを使用いただきます。(無料)

※通信料は各自で負担ください。

セミナー等のオンライン 参加も可能です

当所主催のセミナーや会議
についても、コロナ禍におけ
る環境の変化に伴い一部オン
ラインで行われています。

今後さまざまな場面でオン
ラインへの対応が必要になる
と予想されますので、会員企
業の皆様におかれましてはオ
ンライン会議等に対応できる
環境を整えていただきますよ
うお願いします。

〈問合せ先〉岩見沢商工会議所
電話 二二―三四四五

令和3年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします

※任意継続被保険者の方は4月分(4月12日納付期限分)から変更となります

北海道支部の保険料率が変更になります

健康保険料率

現行 10.41% → 令和3年3月分～ 10.45%

介護保険料率

現行 1.79% → 令和3年3月分～ 1.80%

皆さまの医療と健康を支えるため、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。

加入者の皆さまに、①健康診断・特定保健指導(健康サポート)を受けていただくこと、②企業を挙げて健康づくりに取り組
んでいただくこと(健康事業所宣言)、③ジェネリック医薬品の使用促進をはじめとする上手な医療のかかり方を実践いただく
ことで、北海道の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。

皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 011-726-0352(代表)

協会けんぽ

検索

地元応援 クーポン券 事業報告

地域経済の再起動を促進するため、岩見沢市、経済団体、市民が一体となって市内商店等を応援する「地元応援クーポン券」を発行しました。

クーポン券は一枚二百円で五百円の買物毎に使用でき、地域経済活性化への効果をより高めるため、岩見沢市内に本社がある加盟店でのみ使用できる「地元券」十枚と、すべての加盟店で使用できる「全部券」十枚を一セットとして、岩見沢市内の全世帯に配布されました。

クーポン券換金実績

区分	地元券	全部券	合計
発行額	83,782,000円	83,782,000円	167,564,000円
換金額	73,704,200円	78,125,200円	151,829,400円
換金率	88.0%	93.2%	90.6%

■概要

使用期間…令和二年九月一日
～十一月三〇日
対象世帯…四万一千八百二十九世帯
配布額面…一億六千七百五十万四千円
換金率…九〇・五％
登録加盟店…五五四店舗（地元店四四四店、市外本社一〇店）

加盟店の皆様には、ご多用

のなか、また、コロナ禍での大変厳しい状況のにもかかわらず本事業にご協力いただきありがとうございます。

岩見沢商工会議所では、今後も地域経済の活性化に向けた事業を岩見沢市へ要望して参りますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

令和二年度 岩見沢プレミアム 建設券事業報告

岩見沢プレミアム建設券事業は、岩見沢市の支援を頂き、平成二十七年度から市内経済の好循環と岩見沢市民の住宅環境改善の促進を図るために実施しています。

(二十三%)となりました。

■令和二年度建設券概要

対象…岩見沢市民のみが購入でき、自身が居住する建物の改修等に使用できる
発行総額…六億二、一〇〇万円
プレミアム率…十五％
販売単位…一口五万円（額面五万七千五百円）
販売件数…一、〇〇二件
総工事費…約十二億四、五〇〇万円

事業者登録数…一九〇事業者

■購入者アンケート調査結果

工事種類別の件数では、「屋根・外装工事」が四〇〇件（四〇％）で最も多く、次に「住宅設備工事」が二三四件

■事業者アンケート調査結果

全登録事業者である一九〇事業者へ建設券事業の効果を調査し、一五三事業者から回答がありました。

事業参加による感想等では、「営業手段として有効だった」が最も多く九〇件（三十七％）で、「換金手数料の費用負担が大きかった」も七〇件（二十九％）の回答がありました。令和二年度の建設券は申込期間を二回に分けた抽選販売としましたが、約八割の方が「販売方法」「配分口数」共に「良い」との回答になりました。

■経済波及効果について

プレミアム建設券事業による経済波及効果は二十二億五、〇〇〇万円、新規に誘発された消費による経済波及効果

は十三億八、八〇〇万円と試算しました。

令和三年度 岩見沢プレミアム 建設券事業について

購入者である市民や登録事業者からは事業の継続を望む声が多くあり、また、地域経済の活性化にも大きく貢献できたことから、令和三年度についても岩見沢市に対して支援要請を行い、令和二年度と同様の建設券事業が実施できるよう準備を進めております。事業者の皆様には、発行総額の維持（六億二、一〇〇万円）と建設券事業の継続のため、換金手数料のご負担をお願いすることとなりますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

内容が決定次第、様式の配布等を行いますので、よろしくお願い申し上げます。



日商LBO調査 (早期景気観測)

【二月調査結果のポイント】

一月の全産業合計の業況DIは、▲四十九・五(前月比▲三・四ポイント)。企業のデジタル投資や5G向けの需要増を背景に受注が伸びている電子部品関連や、中国・米国向けの輸出が増加している自動車関連が好調なほか、巣ごもり需要に下支えされた飲食料品関連の製造業が堅調に推移した。

一方、新型コロナウイルス感染再拡大の影響から、十一都府県における緊急事態宣言の再発令やGOTOキャンペーンの一時停止により、客足が減少した飲食・宿泊業や小売業では業況感が悪化した。売上低迷に直面している外食産業を中心に、需要回復を見通せない中、先行き不透明感を指摘する声が多く、中小企業の景況感には弱さが見られる。

先行き見通しDIは、▲四十九・四(今月比プラス〇・一ポイント)。自動車や電子部品関連の製造業による下支えのほか、ネット販売の強化や巣ごもり需要に対応した商品開

発による売上回復への期待感がうかがえる。

一方、消費者マインドの低下に加え、雇用調整助成金の特例措置など政策効果剥落後の資金繰り悪化への懸念もあり、中小企業においては先行きへの不透明感が一段と増しており、厳しい見方が広がっている。

産業別にみると、今月の業況DIは前月に比べ製造業で改善、建設業ではほぼ横ばい、卸売業、小売業、サービス業で悪化となった。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】「新型コロナウイルスの影響により、業績悪化となった主要取引先からの受注が減少し、売上に打撃を与えている。また、新型コロナウイルス感染拡大前に比べ発注側のコスト削減の意識が強まり、厳しい価格競争を強いられることが多くなっており、採算確保が今後の懸念材料となっている。」(電気通信工事業)、「新型コロナウイルスの影響により、設備投資を抑制あるいは先送りする取引先が多く、

民間工事は売上改善が見込めない状況。一方、公共工事は補正予算に基づくインフラ関係の土木工事の発注増加に期待している。」(一般工事業)

【製造業】「GOTOトラベルの停止により観光地向けの受注が激減。売上が好調な海外向けとネット通販の販促を強化し、採算確保に努めたい。」(酒類製造業)、「昨年から今年にかけて半導体関連製品の受注が伸び、売上が増加した。ただし受注の大半は中国向けであり、欧米向けの受注は安定しないため、先行きの不透明感是否めない。」(計量器測定器等製造業)

【卸売業】「新型コロナウイルス感染再拡大により、海外出張ができず、現地での木材の品質確認ができなため、輸入している建築用資材、DIY用資材の仕入に影響が出ている。」(建築材料卸売業)、「内食需要により、冷凍食品などスーパーや量販店向けの売上が好調。一方で、飲食店向けなどの業務用食材の売上は厳しく、取引先によって売上

が大きく異なる状況。」(農畜水産物卸売業)

【小売業】「一月二日から初売りをを行ったが、来店客数は前年同月比四割以上の減少となり、売上も大幅に悪化。新型コロナウイルス感染再拡大に伴い、主要顧客である年配層が外出を控えており、当面は服飾雑貨などの販売不振は続く見込み。」(百貨店)、「年末年始の帰省自粛や外出を控える動きが強まっており、帰省客用の土産品や贈答品の売上が過去最悪となった。」(菓子小売業)

【サービス業】「年末年始は出前やテイクアウトが増加したことから売上を確保できたものの、新年会等を控える動きは当分続く見込みであり、今後の経営が見通せず、先行きが不安。」(飲食店)、「年末までの予約はGOTOトラベルの恩恵を受け、売上が回復していたものの、同事業の一時停止により一月以降のキャンセルが増加。特に、年末年始の客数は例年の三割程度まで落ち込んだ。」(宿泊業)

～3月、4月の会議所行事予定～

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします!(3月10日現在)なおホームページでは、最新情報を随時更新しています。https://www.iwamizawacci.or.jp/

3月12日(金) 労務個別相談会
16日(火) 会員向け無料労務相談会
17日(水) 会員向け無料法律相談会

4月20日(火) 会員向け無料労務相談会
21日(水) 会員向け無料法律相談会
26日(月) 第158回日商簿記検定試験
申込受付開始(～5/14(金)まで)
(オンライン申込は5/13(木)まで)

業況DI (前年同月比) の推移

	20年 8月	9月	10月	11月	12月	21年 1月	先行き見通し 2月～4月
全産業	▲ 59.0	▲ 56.5	▲ 50.2	▲ 45.8	▲ 46.1	▲ 49.5	▲ 49.4
建設	▲ 34.9	▲ 30.7	▲ 25.8	▲ 26.8	▲ 26.9	▲ 27.1	▲ 35.3
製造	▲ 69.6	▲ 68.3	▲ 63.9	▲ 54.1	▲ 53.4	▲ 48.5	▲ 44.3
卸売	▲ 56.7	▲ 51.2	▲ 47.8	▲ 39.0	▲ 45.3	▲ 49.0	▲ 47.3
小売	▲ 53.2	▲ 52.5	▲ 45.3	▲ 41.5	▲ 45.5	▲ 49.5	▲ 53.8
サービス	▲ 70.2	▲ 67.8	▲ 57.2	▲ 56.1	▲ 53.0	▲ 64.7	▲ 60.5

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

中小企業のための 経営講座

新型コロナウイルスに
まつわる税務

緊急事態宣言と個人の確定申告時期が重なったことを受け、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律で令和三年四月十五日まで延長されました。

このように新型コロナウイルスの影響は社会経済活動に大きな影響を与えています。今回は国税庁のFAQをもとに税務上の取扱いをご紹介します。

1. 個人事業者の事業所得に赤字(損失)が生じた場合の取扱い

○令和二年において事業所得などに生じた赤字(損失)の金額がある方については、青色申告と白色申告で取り扱いが違います。

【青色申告の場合】

○事業所得などに赤字(損失)の金額がある場合、他の所得と損益通算しても、なお

控除しきれない部分の金額が生じたときは、その純損失額を翌年以降三年間にわたって繰り越し、各年分の所得金額から控除することができます。

○また、純損失の金額が生じた前年も青色申告している場合には、その損失金額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受け、繰り戻さなかった損失金額を翌年以後三年間にわたって繰り越すことができます。

○この純損失の繰戻しの適用を受けるためには、令和二年分の確定申告書とともに確定申告期限までに「純損失の金額の戻しによる所得税の還付請求書」を所轄税務署長に提出する必要があります。

【白色申告の場合】

○事業所得などに赤字(損失)の金額がある場合で、他の所得と通算しても、なお控除しきれない部分の金額のうち、「事業用資産に生じた災害による損失」については、その損失額を翌年以降三年間にわたって繰り越

し、各年分の所得金額から控除することができます。

○「事業用資産に生じた災害による損失等」とは、棚卸資産や事業用の固定資産などによる損失をいい、その災害に関連するやむをえない支出で一定のものを含まれます。

○FAQではこの災害により生じた損失等の例示がされています。

- ・飲食業者等の食材(棚卸資産)の廃棄損
- ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

○逆に災害により生じた損失等で翌期以後に繰り越せない例は次のような損失等です。

- ・客足が減少したことによる売上減少額

- ・休職期間中に支払う人件費
- ・イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

2. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額

役員給与の減額については、業績悪化改定事由(法人税法三十四条一項一号、法人税法施行令六十九条一項一号)による改定かどうかのポイントになります。業績悪化改定事由に該当すれば、改定前に定額で支給していた役員報酬と改定後に支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入されます。

法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、業績等が急激に悪化して家賃や給与の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からやむを得ず役員給与を減額しなければならぬ状況にある場合は、この業績悪化改定事由に該当することになります。

この取扱いはコロナ感染拡大

大以前にもあったものですが、今回国税庁のFAQで紹介されていますので、コロナによつて経営状況が著しく悪化する場合も当てはまると考えられます。この時注意しなければならないのは、急激な業績悪化が給与の支払いの困難などのやむを得ない状況で役員給与を減額しなければならなくなつたかどうかです。慎重な検討と判断が必要になります。FAQでは、「業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額」についても書かれていますので、そちらも参考にしてください。

今回は二つの事例だけでしたが、国税庁のホームページのFAQにはコロナ感染拡大に関わる多くの事例が掲載されていますので、関連する場合はあれば、ご覧いただければと思います。

記事協力

税理士法人TACS
代表社員・税理士 木村 聡
プロフィール

岩見沢生まれ／北海道税理士会岩見沢支部所属